

新

旧

箇所変更新旧対照表

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

令和5年9月
長野市

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

令和2年9月
長野市

新	旧
農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想目次	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想目次
まえがき P 1	新
第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標 P 2	第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標 P 1
1 今後の農業の基本的な方向	1 今後の農業の基本的な方向
2 効率的かつ安定的な農業経営についての目標及び育成・確保	2 効率的かつ安定的な農業経営についての目標及び育成・確保
3 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標及び確保	3 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標及び確保
4 地域農業のあり方	4 地域農業のあり方
第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標 P 13	第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標 P 12
1 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等	1 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等
2 農業経営の指標	2 農業経営の指標
第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標 P 17	第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標 P 16
1 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等	1 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等
2 農業経営の指標（新規就農計画）	2 農業経営の指標（新規就農計画）
第3 農業を担う者の確保及び育成に関する事項 P 19	新
1 農業を担う者の確保及び育成の考え方	
2 市が主体的に行う取組	
3 関係機関との連携・役割分担	
4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供	
第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項 P 21	第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項 P 18
1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標
2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用 に関する事項	2 農用地の利用関係の改善 に関する事項
第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項 P 23	第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項 P 20
1 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項	1 利用権設定等促進事業に関する事項
2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改	2 農地中間管理事業の実施の促進に関する事項
	3 農地利用集積円滑化事業に関する事項

新	旧
<p><u>善事業の実施の基準に関する事項</u></p> <p><u>3 農業協同組合・長野市農業公社が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項</u></p> <p><u>4 利用権設定等促進事業に関する事項</u></p> <p><u>5 農地中間管理事業の実施の促進に関する事項</u></p> <p><u>6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項</u></p>	<p><u>4 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項</u></p> <p><u>5 農業協同組合・長野市農業公社が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項</u></p> <p><u>6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項</u></p> <p><u>7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項</u></p>
<p><u>第6</u> その他 <u>P 3 8</u></p>	<p><u>第5</u> その他 <u>P 3 4</u></p>
<p>別紙1 (<u>第5の4</u> (1) 力関係) <u>P 3 9</u></p>	<p>別紙1 (<u>第4の1</u> (1) 力関係) <u>P 3 5</u></p>
<p>別紙2 (<u>第5の4</u> (2) 関係) <u>P 4 1</u></p>	<p>別紙2 (<u>第4の1</u> (2) 力関係) <u>P 3 7</u></p>

新	旧
<p data-bbox="786 268 905 300" style="text-align: center;">まえがき</p> <p data-bbox="222 359 1466 527"><u>この基本構想は、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「法」という。）に基づき長野県が策定した長野県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を指針に、今後 10 年間を見据えた効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標や農用地の利用集積目標等を定めるものです。</u></p>	<p data-bbox="1537 268 1576 300" style="text-align: center;">新</p>

新

旧

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 今後の農業の基本的な方向

長野市の農業は、善光寺平・川中島平、また、千曲川沿岸の肥沃な平地から標高 1,000m級の高冷地に及ぶ広大な耕地で展開されており、恵まれた自然条件と都市近郊型の利点を生かし、大都市圏及び市民や周辺地域に食料を供給する重要な役割を果たし発展してきました。

長野市では、変化に富んだ地形と自然条件を巧みに活かし、果樹、きのこ、野菜、園芸作物等、バラエティーに富んだ農業生産が行われています。特に果樹は多品目が生産されており、中でもりんご、ぶどう、ももの生産量が多くなっています。

しかしながら、農林業センサスにおける農業構造の変化が示すとおり、総農家数は1割、経営耕地面積は2割程度減少するなど、厳しい状況となっています。

項目	2015 農林業センサス	2020 農林業センサス
経営耕地面積（総農家）	4,780ha	3,746ha
農家数	11,782 戸	9,902 戸
1 戸当たりの経営耕地面積	40a	37a

このような中、長野市においては平成 29 年 2 月に「三実一体で実現する力強い長野市農業」を将来像とする長野市農業振興アクションプランを策定し、同年 4 月より運用を開始しました。

(アクションプランに定めた長野市農業の将来像)

三実一体で実現する力強い長野市農業

- 「実り 1」未来につなぐ！ 豊かな大地に根差した 誇りある農業
- 「実り 2」魅力アップ！ 新たな発想に基づき 発展する農業
- 「実り 3」みんなが主役！ 市民が共に支え育む 人をつなぐ農業

長野市農業の将来像を実現するため、認定農業者（法第 12 条第 1 項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者をいう。以下同じ。）など中心的な担い手を育成するとともに、定年帰農者、農業に参入する企業など新たな担い手の確保や兼業・自給的農家など多様な担い手の育成を通じて、農地の有効利用を推進します。

なお、地域計画に位置付けられている者に対しては、農業生産基盤の強化を図るため、積極的に農地中間管理事業を活用して農地の集積・集約化を推進します。

また、主力である果樹を中心に、地域特性を活かした多品目の農産物の生産と、販売力の強化を促進するとともに、地産地消の取組や中山間地域における農家民泊事業、農業体験を取り入れた都市生活者との交流事業などを通じて農業・農村に対する市民の理解を促進し、すべての市民が長野市農業の応援隊となることを目指します。

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 今後の農業の基本的な方向

本市の農業は、善光寺平・川中島平、また、千曲川沿岸の肥沃な平地から標高 1,000m級の高冷地に及ぶ広大な耕地で展開されており、恵まれた自然条件と都市近郊型の利点を生かし、大都市圏及び市民や周辺地域に食料を供給する重要な役割を果たし発展してきました。

本市では、変化に富んだ地形と自然条件を巧みに活かし、果樹、きのこ、野菜、園芸作物等、バラエティーに富んだ農業生産が行われています。特に果樹は多品目が生産されており、中でもりんご、ぶどう、ももの生産量が多くなっています。

しかしながら、農林業センサスにおける農業構造の変化が示すとおり、経営耕地面積と農家数は1割程度減少するとともに販売農家の農業就業人口に占める 65 歳以上の割合が 1.5 倍になるなど、厳しい状況となっています。

項目	2010 農林業センサス	2015 農林業センサス
経営耕地面積（総農家）	5,500ha	4,780ha
農家数	13,000 戸	11,782 戸
1 戸当たりの経営耕地面積	42a	40a
販売農家の農業就業人口	11,000 人	8,748 人
うち 65 歳以上の割合	48%	75%

このような中、本市においては平成 29 年 2 月に「三実一体で実現する力強い長野市農業」を将来像とする長野市農業振興アクションプランを策定し、同年 4 月より運用を開始しました。

(アクションプランに定めた本市農業の将来像)

三実一体で実現する力強い長野市農業

- 「実り 1」未来につなぐ！ 豊かな大地に根差した 誇りある農業
- 「実り 2」魅力アップ！ 新たな発想に基づき 発展する農業
- 「実り 3」みんなが主役！ 市民が共に支え育む 人をつなぐ農業

本市農業の将来像を実現するため、認定農業者など中心的な担い手を育成するとともに、定年帰農者、農業に参入する企業など新たな担い手の確保や兼業・自給的農家など多様な担い手の育成を通じて、農地の有効利用を推進します。

なお、人・農地プランに位置付けられている中心経営体に対しては、農業生産基盤の強化を図るため、積極的に農地中間管理事業を活用して農地の集積・集約化を推進します。

また、主力である果樹を中心に、地域特性を活かした多品目の農産物の生産と、販売力の強化を促進するとともに、地産地消の取組みや中山間地域における農家民泊事業、農業体験を取り入れた都市生活者との交流事業などを通じて農業・農村に対する市民の理解を促進し、すべての市民が長野市農業の応援隊となることを目指します。

新	旧
<p>(1) 農家と農業者</p> <p><u>2020 農林業センサスによると、令和2年の基幹的農業従事者の平均年齢は71.8歳で、20年前の平成12年と比較して6歳上昇しています。また、個人農業経営体のうち、一世代家族経営かつ経営主の年齢が65歳以上の経営体は全体の62.2%を占めており、農業従事者の高齢化及び後継者不足が顕著にあらわれています。</u></p> <p>これらに対応するため、<u>地域計画の策定</u>を通じて、<u>長野市</u>農業の中心を担う<u>中核的経営体</u>の育成や経営体を担う人材としての新規就農者の確保とともに、営農組織等を育成し、多様な担い手へ農地を集積・集約することで農地等の資源の有効活用と農業生産の維持・拡大を図る必要があります。</p> <p><u>地域計画の策定に当たっては、将来の地域農業のあり方を地域の話合いで決定することで、実効性を高める取組を進めます。</u></p> <p>(注) <u>中核的経営体とは、認定農業者、基本構想水準到達者、集落営農組織、認定新規就農者（法第14条の4第1項の規定による青年等就農計画の認定を受けた者をいう。以下同じ。）をいう。</u></p> <p>(2) 農用地（農地又は農地以外の土地で主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地） 略</p> <p>(3) 農地流動化</p> <p>農地の流動化については、利用権の設定に対し市単独でも助成金等の交付を行うと<u>ともに</u>、農地中間管理機構へ農地を貸し付けた農地の出し手に対して機構集積協力金を交付することにより、担い手への利用集積を図っています。</p> <p>今後も<u>地域計画</u>を活用して借り手・貸し手の掘り起こしに努めるとともに、担い手への農地の集約化を促進する必要があります。</p> <p>(4) 農業技術 略</p> <p>(5) 資本装備等 略</p> <p>2 効率的かつ安定的な農業経営についての目標及び育成・確保</p> <p>(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標 略</p>	<p>(1) 農家と農業者</p> <p><u>農家と農業者の動向については、販売農家のうち、平成27年の兼業農家は、3,153戸で、平成7年と比べ63%減少しています。平成27年の専業農家は、2007戸で概ね一定で推移していますが、農業従事者の高齢化及び後継者不足が深刻化しています。</u></p> <p>これらに対応するため、<u>人・農地プランの実質化</u>を通じて、<u>本市</u>農業の中心を担う<u>中心的経営体</u>の育成や経営体を担う人材としての新規就農者の確保とともに、営農組織等を育成し、多様な担い手へ農地を集積・集約することで農地等の資源の有効活用と農業生産の維持・拡大を図る必要があります。</p> <p><u>人・農地プランの実質化に当たっては、実質化の要件であるアンケートを実施し、アンケートに基づいて地域の現況を地図上で見える化したものを活用して、将来の地域農業のあり方を地域の徹底した話合いで決定することで、人・農地プランの実効性を高める取組を進めます。</u></p> <p>(2) 農用地（農地又は農地以外の土地で主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地） 略</p> <p>(3) 農地流動化</p> <p>農地の流動化については、利用権の設定に対し市単独でも助成金等の交付を行うと<u>共に</u>、農地中間管理機構へ農地を貸し付けた農地の出し手に対して機構集積協力金を交付することにより、担い手への利用集積を図っています。</p> <p>今後も<u>人・農地プランの仕組み</u>を活用して借り手・貸し手の掘り起こしに努めるとともに、担い手への農地の集約化を促進する必要があります。</p> <p>(4) 農業技術 略</p> <p>(5) 資本装備等 略</p> <p>2 効率的かつ安定的な農業経営についての目標及び育成・確保</p> <p>(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標 略</p>

新	旧
<p>(2) 効率的かつ安定的な農業経営を担う人材の育成・確保 上記目標水準を満たす農業経営体の育成のため、以下の施策を展開します。</p> <p>ア 長野市農業を支える中核的経営体の育成 長野市の多様な自然環境や地域の資源を活用し、経営戦略を持って経営の拡大・多角化等に取り組み、長野市農業を支える中核的経営体が主力となる農業構造の構築を目指します。 そのため、地域の話し合いによって進める地域計画の策定及び実行を通じ、中核的経営体や、今後リタイア又は経営規模を縮小する農家、維持していく必要のある農地など、人と農地を明確に見える化し、農地中間管理事業等を活用した農地の集積・集約による経営の効率化を進めるほか、生産性の向上や経営の多角化等による経営発展を一層推進します。 また、認定農業者制度に基づいて、長野市農業の中心的な担い手となる認定農業者を育成・支援します。</p> <p>イ 中核的経営体を支える雇用人材の安定確保 少子・高齢化が進行する中、中核的経営体が規模拡大を図りながら持続的に経営を進めるためには、省力化・低コスト生産の技術開発・普及を図るとともに、雇用就業者を安定して確保することが必要です。 このため、新規学卒者や高齢者、障がい者、子育て世代など多様な人材の確保・育成に向けた取組を複層的に展開します。</p> <p>3 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標及び確保</p> <p>(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標 略</p> <p>(2) 新規就農者数の確保目標 今後も継続して中核的経営体を安定的に確保・育成するため、新規就農者を毎年 30 名確保することを目標とします。</p> <p>4 地域農業のあり方</p> <p>(1) 基本的誘導方向 地域計画の実行を通じて、地域農業を担う中核的経営体を育成することにより、力強い農業構造を構築するものとします。 なお、農業生産条件の不利等により、当面、十分な中核的経営体の確保・育成が困難な中山間地域等にあつては、実情に応じて集落を基礎とした生産組織等多様な担い手を育成することにより、地域農業の維持・発展を図るものとします。</p>	<p>(2) 効率的かつ安定的な農業経営を担う人材の育成・確保 上記目標水準を満たす農業経営体の育成のため、以下の施策を展開します。</p> <p>ア 長野市農業を支える中心経営体の育成 本市の多様な自然環境や地域の資源を活用し、経営戦略を持って経営の拡大・多角化等に取り組み、本市農業を支える中心経営体が主力となる農業構造の構築を目指します。 そのため、アンケートや地図を活用し、地域の話し合いによって進める人・農地プランの実質化及び実質化した人・農地プランに基づく取組みを通じ、中心経営体や、今後リタイア又は経営規模を縮小する農家、維持していく必要のある農地など、人と農地を明確に見える化し、農地中間管理事業等を活用した農地の集積・集約による経営の効率化を進めるほか、生産性の向上や経営の多角化等による経営発展を一層推進します。 また、認定農業者制度に基づいて、本市農業の中心的な担い手となる認定農業者を育成・支援します。</p> <p>イ 中心経営体を支える雇用人材の安定確保 少子・高齢化が進行する中、中心経営体が規模拡大を図りながら持続的に経営を進めるためには、省力化・低コスト生産の技術開発・普及を図るとともに、雇用就業者を安定して確保することが必要です。 このため、新規学卒者や高齢者、障がい者、子育て世代など多様な人材の確保・育成に向けた取組を複層的に展開します。</p> <p>3 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標及び確保</p> <p>(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標 略</p> <p>(2) 新規就農者数の確保目標 今後も継続して中心経営体を安定的に確保・育成するため、新規就農者を毎年 30 名確保することを目標とします。</p> <p>4 地域農業のあり方</p> <p>(1) 基本的誘導方向 人・農地プランの推進を通じて、地域農業を担う効率的経営体を育成することにより、力強い農業構造を構築するものとします。 なお、農業生産条件の不利等により、当面、十分な効率的経営体の確保・育成が困難な中山間地域等にあつては、実情に応じて集落を基礎とした生産組織等多様な担い手を育成することにより、地域農業の維持・発展を図るものとします。</p>

新	旧
<p>ア 構造再編の方向</p> <p>今後は、農家の階層分化と多様化が一層進行し、高齢農家、自給的農家等は作業委託等による経営の外部依存を強めながら生産規模を縮小する方向に向かうと予測され、土地持ち非農家等も相当数増加するものと見込まれることから、これらの農家層の規模縮小部分を補完し引き受けていく「受け皿」づくりを早急に進める必要があります。</p> <p>具体的には、</p> <p>(ア) 農業で自立する意欲を持って規模拡大・経営改善を目指す者を明確化して、中核的経営体への移行を進める方向（個別経営型）。</p> <p>(イ) 生産組織を育成し、構成農家の営農を補完しつつ、法人化により中核的経営体への移行を進める方向（組織経営型）を目指すものとしませんが、現状では十分な中核的経営体の確保が見込めない地域においては、当面の農用地利用や農業生産の維持等を重視して、個々の農家の営農を補完しつつ逐次効率的な組織経営体への移行を進める方向。</p> <p>(ウ) 集落の多様な農業者が参画して農作業等を補完する体制を整備し、農業生産を維持しつつ、組織経営体若しくは個別経営体の育成を進める方向（集落営農型）。</p> <p>(エ) 長野市農業公社などが農地の保全管理等を行う公的支援体制を整備し、農業生産を維持しつつ、個別経営体若しくは組織経営体の育成を進める方向（公的支援型）等の中から、地域の実情と農業者の意向に即した方向を選択して推進するものとしします。</p> <p>イ 農業構造再編の方法</p> <p>行政及び関係機関・団体等により、地域の農業者自らが目指す農業構造の実現に向け、協力して中核的経営体の育成や地域ごとの課題解決に取り組む組織の育成を図ることにより、農業構造再編を推進するものとしします。</p> <p>(ア) 中核的経営体の育成</p> <p>行政及び関係機関・団体等の調整・支援活動や地域組織の取組を通じ、各種施策を有効に活用して中核的経営体の育成に努めるものとしします。</p> <p>具体的には、認定農業者制度や特定農業法人制度の活用や、地域計画の取組を通じて、地域の担い手となる経営体を明確化し、規模縮小農家の営農実態を踏まえながら、農作業受委託や利用権設定等による農用地の利用集積を推進するとともに、行政及び関係機関・団体等の役割分担と連携による機械・施設の貸付、労働力の調整、生産物の販売及び経営管理サービスの実施等を通じて中核的経営体等の経営基盤の強化を図ります。</p> <p>(イ) 集落（地域）を基本単位とする構造再編</p> <p>構造再編の推進に当たっては、農業集落の持つ合意形成と利用調整機能を活用しながら地域農業集団や農用地利用改善団体の育成を進めるとともに、地域の農家の営農意向等を的確に把握したうえで、農家相談会等地域の話合いを通じて今後の目指すべき方向の合意形成を図る等、集落等を基本単位とする地域ぐるみの構造再編を進めます。</p> <p>なお、取組に当たっては、中核的経営体の育成を主眼にしつつ、これらの中核的経営体と小規模</p>	<p>ア 構造再編の方向</p> <p>今後は、農家の階層分化と多様化が一層進行し、高齢農家、自給的農家等は作業委託等による経営の外部依存を強めながら生産規模を縮小する方向に向かうと予測され、土地持ち非農家等も相当数増加するものと見込まれることから、これらの農家層の規模縮小部分を補完し引き受けていく「受け皿」づくりを早急に進める必要があります。</p> <p>具体的には、</p> <p>(ア) 農業で自立する意欲を持って規模拡大・経営改善を目指す者を明確化して、効率的経営体への移行を進める方向（個別経営型）。</p> <p>(イ) 生産組織を育成し、構成農家の営農を補完しつつ、法人化により効率的経営体への移行を進める方向（組織経営型）を目指すものとしませんが、現状では十分な効率的経営体の確保が見込めない地域においては、当面の農用地利用や農業生産の維持等を重視して、個々の農家の営農を補完しつつ逐次効率的な組織経営体への移行を進める方向。</p> <p>(ウ) 集落の多様な農業者が参画して農作業等を補完する体制を整備し、農業生産を維持しつつ、組織経営体若しくは個別経営体の育成を進める方向（集落営農型）。</p> <p>(エ) 長野市農業公社などが農地の保全管理等を行う公的支援体制を整備し、農業生産を維持しつつ、個別経営体若しくは組織経営体の育成を進める方向（公的支援型）等の中から、地域の実情と農業者の意向に即した方向を選択して推進するものとしします。</p> <p>イ 農業構造再編の方法</p> <p>行政、関係機関・団体及び、長野市農業再生協議会により、地域の農業者自らが目指す農業構造の実現に向け、協力して効率的経営体の育成や地域ごとの課題解決に取り組む組織の育成を図ることにより、農業構造再編を推進するものとしします。</p> <p>(ア) 中心経営体の育成</p> <p>行政、関係機関・団体及び、長野市農業再生協議会の調整・支援活動や地域組織の取組を通じ、各種施策を有効に活用して中心経営体の育成に努めるものとしします。</p> <p>具体的には、農業経営改善計画認定制度や特定農業法人制度の活用や、人・農地プランの実践を通じて、地域の担い手となる経営体を明確化し、規模縮小農家の営農実態を踏まえながら、農作業受委託や利用権設定等による農用地の利用集積を推進するとともに、行政、関係機関・団体及び、長野市農業再生協議会の構成機関の役割分担と連携による機械・施設の貸付、労働力の調整、生産物の販売及び経営管理サービスの実施等を通じて効率的経営体等の経営基盤の強化を図ります。</p> <p>(イ) 集落（地域）を基本単位とする構造再編</p> <p>構造再編の推進に当たっては、農業集落の持つ合意形成と利用調整機能を活用しながら地域農業集団や農用地利用改善団体の育成を進めるとともに、地域の農家の営農意向等を的確に把握したうえで、農家相談会等地域の話し合いを通じて今後の目指すべき方向の合意形成を図る等、集落等を基本単位とする地域ぐるみの構造再編を進めます。</p> <p>なお、取組みに当たっては、効率的経営体の育成を主眼にしつつ、これらの効率的経営体と小</p>

新	旧
<p>な兼業農家、高齢農家及び土地持ち非農家等との間で、地域資源の維持管理や、補助労働力の提供等の分野における役割分担を明確にして、相互にメリットを享受できるとともに負担も共有できる仕組みを作り上げるものとします。</p> <p>(ウ) 産地体制の維持・強化</p> <p>今日まで長野市の農業は、農業者と農業団体の一体となった主産地形成の取組のもとに指定産地等の指定を受け発展してきており、今後とも品目別主産地の維持強化を図っていくことが重要なことから、農業構造の再編成を進めるに当たっては、産地ごとの課題を明確化してその改善を進めるとともに、中核的経営体の育成と併せて女性・高齢農業者等の生産継続も併せて支援する体制を整備し、産地としての生産・販売規模の維持拡大に向けて体質強化を図ります。</p> <p>ウ 認定農業者制度の位置付け及び普及方針</p> <p>経営改善計画の認定制度は、国が示す「魅力とやり甲斐のある農業経営」を確立していくための重要なポイントです。この制度による認定農業者は、農業経営者のモデルであり、農業を事業として営もうとする農業者にとって牽引車的役割を担っています。</p> <p>このため、長野市においてもこの認定農業者制度を活用し、認定農業者を重点に事業を実施するとともに、この制度が多く農業者に理解され協力が得られ、一人でも多くの農業者が認定農業者となるよう、あらゆる機会をとらえて普及推進を図ります。</p> <p>なお、期間の満了を迎えるものについては経営改善の実践結果の点検を行い、計画の達成・未達成にかかわらず年齢等を考慮しながら、再認定に向けて支援・誘導を行います。</p> <p>エ 担い手への経営指導體制の整備の方向</p> <p>農業経営改善計画の認定を受けた農業者や組織経営体、また今後認定を受けようとする農業者や組織経営体に対し、農業委員会・長野市農業公社・農業協同組合・農業農村支援センター及び長野市が講習会・研修会・相談会等を開催して技術指導や経営指導を行うとともに、認定農業者に対して農業経営改善計画の進捗状況を認定期間の中間年に確認し、個別に相談や指導するフォローアップを行い、担い手が一層意欲を持って農業に取り組める体制を整備します。</p> <p>(2) 部門別誘導方向</p> <p>ア 普通作物</p> <p>米・麦等の土地利用型農業については、地域の実情に応じて利用権設定等促進事業及び農地中間管理事業等の積極的な活用により、利用権の設定等の推進及び農作業の受委託の積極的な推進を図り、経営規模の拡大を促進します。</p> <p>また、土地改良事業を積極的に導入し、ほ場の集団化と区画化を進めるとともに、農用地利用改善団体等の土地利用調整活動による農地の連担化を推進し、効率的な作業単位の形成と生産性の向上を図ります。</p> <p>さらに、これらと併せて中核的経営体と地域の多様な農家群による道水路や畦畔等の管理につい</p>	<p>規模な兼業農家、高齢農家及び土地持ち非農家等との間で、地域資源の維持管理や、補助労働力の提供等の分野における役割分担を明確にして、相互にメリットを享受できるとともに負担も共有できる仕組みを作り上げるものとします。</p> <p>(ウ) 産地体制の維持・強化</p> <p>今日まで本市の農業は、農業者と農業団体の一体となった主産地形成の取組のもとに指定産地等の指定を受け発展してきており、今後とも品目別主産地の維持強化を図っていくことが重要なことから、農業構造の再編成を進めるに当たっては、産地ごとの課題を明確化してその改善を進めるとともに、効率的経営体の育成と併せて女性・高齢農業者等の生産継続も併せて支援する体制を整備し、産地としての生産・販売規模の維持拡大に向けて体質強化を図ります。</p> <p>ウ 認定農業者制度の位置付け及び普及方針</p> <p>経営改善計画の認定制度は、国が示す「魅力とやり甲斐のある農業経営」を確立していくための重要なポイントです。この制度による認定農業者は、農業経営者のモデルであり、農業を事業として営もうとする農業者にとって牽引車的役割を担っています。</p> <p>このため、本市においてもこの認定農業者制度を活用し、認定農業者を重点に事業を実施するとともに、この制度が多く農業者に理解され協力が得られ、一人でも多くの農業者が認定農業者となるよう、あらゆる機会をとらえて普及推進を図ります。</p> <p>なお、期間の満了を迎えるものについては経営改善の実践結果の点検を行い、計画の達成・未達成にかかわらず年齢等を考慮しながら、再認定に向けて支援・誘導を行います。</p> <p>エ 担い手への経営指導體制の整備の方向</p> <p>農業経営改善計画の認定を受けた農業者や組織経営体、また今後認定を受けようとする農業者や組織経営体に対し、市・市農業委員会・農業協同組合・農業農村支援センター・長野市農業公社・長野市農業再生協議会が講習会・研修会・相談会等を開催して技術指導や経営指導を行うとともに、認定農業者に対して農業経営改善計画の進捗状況を認定期間の中間年に確認し、個別に相談や指導するフォローアップを行い、担い手が一層意欲を持って農業に取り組める体制を整備します。</p> <p>(2) 部門別誘導方向</p> <p>ア 普通作物</p> <p>米・麦等の土地利用型農業については、地域の実情に応じて利用権設定等促進事業及び農地中間管理事業等の積極的な活用により、利用権の設定等の推進及び農作業の受委託の積極的な推進を図り、経営規模の拡大を促進します。</p> <p>また、土地改良事業を積極的に導入し、ほ場の集団化と区画化を進めるとともに、農用地利用改善団体等の土地利用調整活動による農地の連担化を推進し、効率的な作業単位の形成と生産性の向上を図ります。</p> <p>また、これらと併せて効率的経営体と地域の多様な農家群による道水路や畦畔等の管理につい</p>

新	旧
<p>て、作業の合理的分担体制の整備を図ります。</p> <p>イ 園芸作物 野菜・果樹・花き等長野市農業生産の主体を占める園芸については、先進技術の導入等による作目別の産地体制の維持・強化を図りつつ、ほ場の集団化と区画化、高収益作目の導入、作型の分散と施設化、高能率機械作業体系の確立、委託育苗等の部分作業受委託の推進、選別・調整・荷造り作業の共同化、雇用労働力の確保等の対策を総合的に推進し、生産性の向上と規模拡大を図ります。</p> <p>ウ～オ 略</p> <p>(3) 部門別経営改善のポイント 略</p> <p>(4) 地域別振興方向 長野市を北部地域（浅川・芋井・戸隠・鬼無里地区）、西部地域（小田切・七二会・信更・大岡・信州新町・中条地区）、南部地域（篠ノ井・川中島・更北地区）、南東部地域（松代・若穂地区）、中心市街地及び周辺平坦部地域（第一～第五・三輪・吉田・古牧・芹田・古里・柳原・大豆島・朝陽・若槻・長沼・安茂里・豊野地区）の5地域に区分し農業の振興を図るものとします。</p> <p>ア 北部地域 この地域は、南斜面の傾斜地帯と山間の平坦地で、豊かな自然に恵まれた農業地帯ですが、農地は分散しています。 現況の農用地は畑地で果樹・野菜・そばが多く、一部には水田地帯が点在しています。野菜地帯は高冷地ではほ場整備が既成していますが、果樹園地帯は傾斜地で作業効率が悪い状況です。 浅川・芋井地区では、りんごを中心に果樹が栽培され、立地条件により水稲や野菜も栽培されています。 戸隠・鬼無里地区では、水稲、野菜などの栽培が行われ、戸隠ではそばが特産品として生産されています。また、戸隠牧場は、公共牧場として畜産農家からの預託を中心に畜産振興の役割を担っており、観光機能を備えたふれあい牧場としても利用されています。 このような状況から、立地条件を生かした地域農業の振興、新作物導入による荒廃地対策の推進を図ります。 農業生産基盤の整備においては、農用地に必要な農道の改良・整備を行い、栽培し易い条件と大型機械化の作業体系を充実させるとともに、水田地帯では、かんがい排水事業を実施して、生産性の向上を図ります。</p>	<p>て、作業の合理的分担体制の整備を図ります。</p> <p>イ 園芸作物 野菜・果樹・花き等本市農業生産の主体を占める園芸については、先進技術の導入等による作目別の産地体制の維持・強化を図りつつ、ほ場の集団化と区画化、高収益作目の導入、作型の分散と施設化、高能率機械作業体系の確立、委託育苗等の部分作業受委託の推進、選別・調整・荷造り作業の共同化、雇用労働力の確保等の対策を総合的に推進し、生産性の向上と規模拡大を図ります。</p> <p>ウ～オ 略</p> <p>(3) 部門別経営改善のポイント 略</p> <p>(4) 地域別振興方向 長野市を北部地域（浅川・芋井・戸隠・鬼無里地区）、西部地域（小田切・七二会・信更・大岡・信州新町・中条地区）、南部地域（篠ノ井・川中島・更北地区）、南東部地域（松代・若穂地区）、中心市街地及び周辺平坦部地域（第一～第五・三輪・吉田・古牧・芹田・古里・柳原・大豆島・朝陽・若槻・長沼・安茂里・豊野地区）の5地域に区分し農業の振興を図るものとします。</p> <p>ア 北部地域 この地域は、南斜面の傾斜地帯と山間の平坦地で、豊かな自然に恵まれた農業地帯ですが、農地は分散しています。 現況の農用地は畑地で果樹・野菜・そばが多く、一部には水田地帯が点在しています。野菜地帯は高冷地ではほ場整備が既成していますが、果樹園地帯は傾斜地で作業効率が悪い状況です。 浅川・芋井地区では、りんごを中心に果樹が栽培され、立地条件により水稲や野菜も栽培されています。 戸隠・鬼無里地区では、水稲、野菜などの栽培が行われ、戸隠ではそばや薬たばこが特産品として生産されています。また、戸隠牧場は、公共牧場として畜産農家からの預託を中心に畜産振興の役割を担っており、観光機能を備えたふれあい牧場としても利用されています。 このような状況から、立地条件を生かした地域農業の振興、新作物導入による荒廃地対策の推進を図ります。 農業生産基盤の整備においては、農用地に必要な農道の改良・整備を行い、栽培し易い条件と大型機械化の作業体系を充実させるとともに、水田地帯では、かんがい排水事業を実施して、生産性の向上を図ります。</p>

新	旧
<p>イ 西部地域</p> <p>この地域は、犀川を北と南に挟んで広がる中山間地帯で傾斜地が多く、山林と農地が混在しています。犀川流域の一部に平坦地もあり、畑地のうち野菜地帯の一部は、集団的に整備されているが、果樹園及び水田地帯は傾斜地にあり作業効率が悪い状況です。</p> <p>小田切・七二会・信更地区では、りんごを中心とし果樹、水稲、野菜が栽培されています。信更地区の一部は、優良な種籾の生産地帯となっています。</p> <p>大岡地区は、水稲を中心に栽培され、標高の高い山間地では冷涼な気候をいかしたリンドウなどの花きや野菜が栽培されています。</p> <p>信州新町・中条地区では、小梅、りんご、柿などの果樹を栽培しているほか、信州新町では水稲、中条では野菜・豆類が栽培されています。</p> <p>西山といわれるこの地域では、品質のよい豆類がとれ、特に大豆は「西山大豆」として知られています。</p> <p>また、信州新町では、羊肉（サフォーク）を生産しており、特産品として振興を図っています。</p> <p>このような状況から、直売事業を中心とした消費者に愛される活力と個性ある産地づくりの確立を図ります。また、環境と共生し生きがいを持って取り組める農業の展開を進めます。</p> <p>農業生産基盤の整備においては、農道の新設・改良整備を行うとともに、かんがい排水事業やため池等整備事業を実施し、生産性の向上を図ります。</p> <p>ウ～オ 略</p>	<p>イ 西部地域</p> <p>この地域は、犀川を北と南に挟んで広がる中山間地帯で傾斜地が多く、山林と農地が混在している。犀川流域の一部に平坦地もあり、畑地のうち野菜地帯の一部は、集団的に整備されているが、果樹園及び水田地帯は傾斜地にあり作業効率が悪い状況です。</p> <p>小田切・七二会・信更地区では、りんごを中心とし果樹、水稲、野菜が栽培されています。信更地区の一部は、優良な種籾の生産地帯となっています。</p> <p>大岡地区は、水稲を中心に栽培され、標高の高い山間地では冷涼な気候をいかしたリンドウなどの花きや野菜が栽培されています。</p> <p>信州新町・中条地区では、小梅、りんご、柿などの果樹を栽培しているほか、信州新町では水稲、中条では野菜・豆類が栽培されています。</p> <p>西山といわれるこの地域では、品質のよい豆類がとれ、特に大豆は「西山大豆」として知られています。</p> <p>また、信州新町では、羊肉（サフォーク）を生産しており、特産品として振興を図っています。</p> <p>このような状況から、直売事業を中心とした消費者に愛される活力と個性ある産地づくりの確立を図ります。また、環境と共生し生きがいを持って取り組める農業の展開を進めます。</p> <p>農業生産基盤の整備においては、農道の新設・改良整備を行うとともに、かんがい排水事業やため池等整備事業を実施し、生産性の向上を図ります。</p> <p>ウ～オ 略</p>

新	旧
<p>第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標</p> <p>1～2 略</p>	<p>第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標</p> <p>1～2 略</p>

新										旧									
第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、<u>農業従事</u>の態様等に関する 営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業 経営の指標										第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、<u>農業従事者</u>の態様等に関する 営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業 経営の指標									
1 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等										1 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等									
(1) 生産方式 略										(1) 生産方式 略									
(2) 経営管理の方法 略										(2) 経営管理の方法 略									
(3) 農業従事の態様等 農業従事の態様等については、経営規模の適正化、品種の組合せや作型の分散による合理的な労働配 分、作物間の労働力調整と補助労働力の確保等により他産業並みの年間総労働時間(2,000時間)の実現 を目指します。 また、農業法人等に就業しようとする青年等の場合、法人等就業5年後に、その農業法人等の業務 の一定の役割を担い、就業時の農業従事日数は、年間150日以上とします。										(3) 農業従事の態様等 農業従事の態様等については、経営規模の適正化、品種の組合せや作型の分散による合理的な労働配 分、作物間の労働力調整と補助労働力の確保等により他産業並みの労働時間年間総労働時間(2,000時 間)の実現を目指します。 また、農業法人等に就業しようとする青年等の場合、法人等就業5年後に、その農業法人等の業務の 一定の役割を担い、就業時の農業従事日数は、年間150日以上とします。									
2 農業経営の指標 (新規就農) (単位：a、人、千円)										2 農業経営の指標 (新規就農) (単位：a、人、千円)									
NO	営農類型	面積 規模	品目構成	労働力		年間所得		備 考											
				基幹	補助	1人	経営体												
1	果樹(もも+りんご)+ 水稻	150a	あかつき 20a、川中島白桃 20a、シ ナスイト 20a、ふじ 20a、水稻 70a	1.0	1.0	2,500	3,100	水稻は、基 幹作業の外 部委託を活 用し、過剰 な施設機械 を取得しな い											
2	果樹(りんご専作)	100a	つがる 30a、シナスイト 20a、ふじ 50a	1.0	1.0	2,600	2,900	新わい化											
3	果樹複合 (りんご+ぶどう)	60a	シナスイト 10a、ふじ 30a、無核巨峰 10a、ナガノハナハル 5a、シャインマスカット 5a	1.0	1.0	2,500	2,900	りんごは 新わい化											
4	果樹複合(りんご+も も+ブルーベリー)	100a	つがる 20a、シナスイト 20a、ふじ 40a、白鳳 10a、ブルーベリー 10a	1.0	1.0	2,500	3,000	りんごは 新わい化											
5	果樹・野菜複合 (ぶどう+アスパラガ ス)	75a	無核巨峰 30a、ナガノハナハル 15a、シ ヤインマスカット 10a、アスパラガス(半促 成)20a	1.0	1.0	2,500	3,200	アスパラは5/ 中で収穫を 切り上げる											
6	果樹・野菜複合 (りんご+ミニトマ ト)	95a	つがる 20a、シナスイト 30a、ふじ 40a、ミニトマト 5a	1.0	1.0	2,600	3,200	りんごは 新わい化											
7	野菜(夏秋いちご専 作)	20a	夏秋イチゴ(高設) 20a	1.0	1.0	2,600	3,300												
8	野菜複合	55a	トマト(雨よけ)15a、	1.0	1.0	2,500	3,500												

	(トマト+きゅうり)		キュウリ(半促成 20a→抑制 20a)					
9	花き(きく施設+露地)	55a	施設(7・8月出荷 15a、9・10月出荷 15a)、露地(9月出荷 25a)	1.0	1.0	2,500	3,700	

新規参入者・親とは別部門を開始する者の誘導方向	<p>新規参入者・親とは別部門を開始する者に対しては下記の事項を誘導することを基本とし、必要により各機関が連携して支援を実施するよう努めます。</p> <p>1 施設・機械投資の低減</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規参入者の場合は、作業スペースや農機具保管場所のある空き農家住宅等を確保します。 やむを得ず、作業場や農機具庫を新設する場合は、パイプハウス等の活用により初期投資を低減します。 施設園芸のハウス等は、遊休ハウスの確保、中古部材の購入、自力施工等により設置費用低減を図ります。 新規に果樹を志向する場合は、経営撤退者等から成園地が借用できるよう努めます。 新規に畜産を志向する場合は、経営撤退者からの施設・機械・家畜を含めた譲り受け形式が望ましいです。 中古農機具、中古車両の積極的な活用により投資額の低減に努めます。 融資により施設機械等を取得する場合には、堅実な経営計画及び資金繰り計画を樹立し、過剰な借入とならないよう配慮します。 <p>2 経営管理及び生産方式</p> <p>経営発展の方向性や生産方式は、<u>第1 4 (2) 及び第2 2</u>に準ずるが、就農前の研修等で修得した基本技術に基づき、適期適作業の確実な実行により生産量や品質の確保が図れるよう指導します。</p>

注1) 本指標は、長野県農業経営指標を参考にした。

	(トマト+きゅうり)		キュウリ(半促成 20a→抑制 20a)					
9	花き(きく施設+露地)	55a	施設(7・8月出荷 15a、9・10月出荷 15a)、露地(9月出荷 25a)	1.0	1.0	2,500	3,700	

新規参入者・親とは別部門を開始する者の誘導方向	<p>新規参入者・親とは別部門を開始する者に対しては下記の事項を誘導することを基本とし、必要により各機関が連携して支援を実施するよう努めます。</p> <p>1 施設・機械投資の低減</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規参入者の場合は、作業スペースや農機具保管場所のある空き農家住宅等を確保します。 やむを得ず、作業場や農機具庫を新設する場合は、パイプハウス等の活用により初期投資を低減します。 施設園芸のハウス等は、遊休ハウスの確保、中古部材の購入、自力施工等により設置費用低減を図ります。 新規に果樹を志向する場合は、経営撤退者等から成園地が借用できるよう努めます。 新規に畜産を志向する場合は、経営撤退者からの施設・機械・家畜を含めた譲り受け形式が望ましいです。 中古農機具、中古車両の積極的な活用により投資額の低減に努めます。 融資により施設機械等を取得する場合には、堅実な経営計画及び資金繰り計画を樹立し、過剰な借入とならないよう配慮します。 <p>2 経営管理及び生産方式</p> <p>経営発展の方向性や生産方式は、<u>第1の4の(2) 及び第2の3</u>に準ずるが、就農前の研修等で修得した基本技術に基づき、適期適作業の確実な実行により生産量や品質の確保が図れるよう指導します。</p>

注1) 本指標は、長野県農業経営指標を参考にした。

新	旧
<p>第3 農業を担う者の確保及び育成に関する事項</p> <p>1 農業を担う者の確保及び育成の考え方</p> <p><u>長野市内の農地及び農業生産力を将来にわたって維持していくため、長野市は、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有する人材の確保・育成に取り組めます。</u></p> <p><u>農業を担う人材を確保するため、新たに農業経営を営もうとする青年等をはじめ親元就農者や定年帰農者、法人や他の仕事とともに農業に従事する者等、多様な人材の積極的な誘致に努めます。さらに、これらの者が農業に就業するとともに地域に定着し活躍できるよう、必要な情報の提供、受入体制の整備、研修等の支援を行います。</u></p> <p><u>人材の育成については、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業農村支援センター、農業協同組合等と連携した研修・指導や相談対応等に取り組めます。</u></p> <p>2 市が主体的に行う取組</p> <p><u>長野市は、充実した就農関連情報の発信や農業体験者の受入等を通じて、市内外からの就農等希望者誘致に積極的に取り組めます。</u></p> <p><u>新たに農業経営を始めようとする青年等には本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や市の新規就農関連事業を効果的に活用しながら、確実な定着と経営改善に導きます。</u></p> <p><u>目標年度に青年等就農計画の達成が見込まれる者については引き続き認定農業者への誘導を行い、さらなる経営発展を支援します。</u></p> <p><u>新規就農者等へは、農業委員会や農業農村支援センターと連携しながら段階に応じたきめ細やかな研修やフォローアップを行い、農業経営の安定に向けた強力なサポートを行います。</u></p> <p>3 関係機関との連携・役割分担</p> <p>(1) 市</p> <p>ア 農業政策課</p> <p><u>就農相談の窓口として、就農等希望者に対する情報提供と就農相談を実施します。また、認定新規就農者制度に該当する者に対しては制度の紹介、青年等就農計画の作成支援及び認定を受けた者に対する各種制度の活用支援を行います。</u></p> <p>イ 農業委員会</p> <p><u>新規参入希望者からの相談受付、農用地等に関する情報提供、現地調査等を行います。</u></p> <p>ウ 農業研修センター</p> <p><u>研修コースや講座の実施により、定年帰農者等多様な担い手に対して農業技術の習得支援を行い</u></p>	<p>新</p> <p><u>(第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項</u></p> <p><u>6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項 から移動)</u></p>

ます。

(2) 農地中間管理機構・長野市農業公社

新規就農者への農用地の利用集積を進めます。

(3) 農業協同組合

生産流通に関する総合的な機能を発揮し、青年農業者等の営農に係る総合的な支援を行うとともに、農業制度資金の貸付窓口の役割を果たします。

(4) 農業農村支援センター

農業経営・就農支援センターのサテライト窓口として、農業を担う者の確保・育成を図るための情報発信、農業経営改善にかかる啓発活動等を行います。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

長野市は、ホームページでの発信に加え、区域内における作付け品目ごとの就農受入体制、研修内容、就農後の生活や収入のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を整理し、長野県が運営する就農支援ポータルサイト「デジタル農活信州」を通じて常時発信します。

また、農業経営・就農支援センターと連携し、就農希望者に向けた対面や Web による就農相談会の開催、農業体験の受入れ等を実施します。

新

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度になります。

地域名	効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
平坦地	50%	
中山間地	35%	

中核的経営体の生産性の向上、経営の効率化や規模拡大を図るためには、面的にまとまった形での農用地の利用を確保することが重要です。

このため、関係機関の連携と役割分担による農用地の利用調整機能の充実・強化を図り、利用権設定等促進事業及び農地中間管理事業等による農用地の面的集積の促進に努めるものとします。

- (注) 1 効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地に占める面積には、基幹的農作業（水稲については耕起・代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。
2 目標年次は令和10年度とする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

略

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくるのが予想されます。

このため、担い手の育成に加え、農業委員会・長野市農業公社・農業協同組合・農業農村支援センター・土地改良区・長野市等の関係機関が連携した地域計画の策定により、団地面積の増加及び担い手への農用地集積を促進します。

旧

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度になります。

(1) 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

地域名	効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
平坦地	50%	
中山間地	35%	

効率的経営体の生産性の向上、経営の効率化や規模拡大を図るためには、面的にまとまった形での農用地の利用を確保することが重要です。

このため、関係機関の連携と役割分担による農用地の利用調整機能の充実・強化を図り、利用権設定等促進事業及び農地中間管理事業等による農用地の面的集積の促進に努めるものとします。

- (注) 1 効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地に占める面積には、基幹的農作業（水稲については耕起・代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。
2 目標年次は令和10年度とする。

2 農用地の利用関係の改善に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

略

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくるのが予想されます。

このため、担い手育成及び、各地区の「人・農地プラン」等に基づき、担い手経営体（中心経営体）への農地集積・集約を促進します。

地域ごとの農用地の利用の改善については、次により進めることとします。

新	旧
<p>地域ごとの農用地の利用の改善については、次により進めることとします。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 略</p> <p>(3) 関係団体等との連携体制</p> <p>農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、関係機関及び関係団体が有する農地の情報の共有化に努める <u>とともに、関係機関</u>・団体相互の連携と役割分担のもとで、地域の農用地の利用集積の対象者を明確化し、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえて、<u>農地の利用集積の取組</u>を促進します。</p> <p>その際、長野市は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の関係者の合意形成を図りつつ、毎年度の利用集積の状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講じます。</p> <p>また、農用地の利用集積を適切かつ効率的に進める <u>観点から、関係機関が連携して</u>、利用集積対象者との間の協議・調整や情報の共有化、支援施策の円滑な実施等を図ります。</p>	<p>ア 略</p> <p>イ 略</p> <p>(3) 関係団体等との連携体制</p> <p>農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、関係機関及び関係団体が有する農地の情報の共有化に努める <u>とともに、長野市農業再生協議会を活用し、関係機関</u>・団体相互の連携と役割分担のもとで、地域の農用地の利用集積の対象者を明確化し、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえて、<u>効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組み</u>を促進します。</p> <p>その際、長野市は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組みが効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の関係者の合意形成を図りつつ、毎年度の利用集積の状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講じます。</p> <p>また、農用地の利用集積を適切かつ効率的に進める <u>観点から、利用集積対象者との間の協議・調整や情報の共有化、支援施策の円滑な実施等を図るため、長野市農業再生協議会において関係機関が連携して</u>、利用集積対象者との間の協議・調整や情報の共有化、支援施策の円滑な実施等を図ります。</p>

新	旧
<p>第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項</p> <p>長野市は、長野県が策定した<u>基本方針の第5「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」</u>の農業経営基盤強化促進事業の推進方針に定められた方向に即しつつ、長野市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組みます。</p> <p>長野市は、農業経営基盤強化を促進する措置として、次に掲げる事業を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>法第18条第1項の協議の場の設置、第19条第1項に規定する地域計画の策定その他第4条第3項第1号に掲げる事業</u> ・<u>農用地利用改善事業の実施を促進する事業</u> ・<u>農業協同組合・長野市農業公社が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業</u> ・<u>利用権設定等促進事業</u> ・<u>農地中間管理事業の実施を促進する事業</u> ・その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業 <p>これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとします。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 略</p> <p>以下、各個別事業ごとに述べます。</p> <p>1 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項</p> <p>(1) 法第18条第1項の協議の場の設置</p> <p>ア 協議の場の開催時期及び情報提供の方法</p> <p><u>協議の場の設置にあたっては幅広い農業者の参画を図るため、地域計画を策定する区域ごとに、当該区域における基幹作物の農繁期を除いて設定することとします。</u></p> <p><u>開催にあたっては、地区回覧や長野市ホームページ等に加え、関係機関による周知を図ります。</u></p> <p>イ 参加者</p> <p><u>協議の場への参加者は農業者、農業委員会、長野市農業公社、農業協同組合、農業農村支援センター、土地改良区、長野市及びその他関係者とします。</u></p>	<p>第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項</p> <p>長野市は、長野県が策定した<u>「農業経営基盤強化促進基本方針」の第4「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」</u>の農業経営基盤強化促進事業の推進方針に定められた方向に即しつつ、長野市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組みます。</p> <p>長野市は、農業経営基盤強化を促進する措置として、次に掲げる事業を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>利用権設定等促進事業</u> ・<u>農地中間管理事業の実施を促進する事業</u> ・<u>農地利用集積円滑化事業に関する事項</u> ・<u>農用地利用改善事業の実施を促進する事業</u> ・<u>農業協同組合・長野市農業公社が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項</u> ・<u>農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業</u> ・その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業 <p>これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとします。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 略</p> <p>以下、各個別事業ごとに述べます。</p> <p>新</p>

新	旧
<p>ウ 協議すべき事項 <u>協議の場においては、当該区域の実情を踏まえて次に掲げる事項を協議するものとします。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>当該地区における農業の将来のあり方</u> ・<u>農業上の利用が行われる農用地等の区域</u> ・<u>その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項</u> <p><u>なお、長野市は、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるよう、調整を行います。</u></p> <p>エ 相談窓口の設置 <u>協議の場への参加者等から協議事項に係る問い合わせへの対応を行うための窓口を、長野市農業政策課に設置します。</u></p> <p>(2) 法第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域の基準 <u>農業上の利用が行われる農用地等の区域の判断基準は、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域をもとに、農業振興地域内の農用地が含まれるように設定することとします。</u></p> <p>(3) その他法第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業 <u>長野市は、地域計画の策定にあたって、農業委員会・長野市農業公社・農業協同組合・農業農村支援センター・土地改良区その他の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで適切な進捗管理を行います。</u> <u>また策定後は、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか、進捗管理を毎年実施するものとします。</u></p> <p>2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項 (1)～(4) 略</p> <p>(5) 農用地利用規程の認定 ア (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第 23 条第 1 項に規定する要件を備えるものは、<u>農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成 24 年 5 月 31 日付け 24 経営第 564 号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）参考様式第 6－1 号</u>の認定申請書を長野市に提出して、農用地利用規程について長野市の認定を受けることができるものとします。</p> <p>イ～エ 略</p>	<p><u>(4から移動)</u></p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 農用地利用規程の認定 ア (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第 23 条第 1 項に規定する要件を備えるものは、<u>基本要綱様式第 4 号</u>の認定申請書を長野市に提出して、農用地利用規程について長野市の認定を受けることができるものとします。</p> <p>イ～エ 略</p>

新	旧
<p>(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定</p> <p>ア (5) のアに規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号）第 11 条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができるものとします。</p> <p>イ～エ 略</p> <p>(7) 農用地利用改善団体の勧奨等 略</p> <p>(8) 農用地利用改善事業の指導、援助</p> <p>ア 長野市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努めます。</p> <p>イ 長野市は、(5) のアに規定する団体又は当該団体になろうとするものが農用地利用改善事業の実施に関し、農業農村支援センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構（(公財)長野県農業開発公社）、長野市農業公社等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行なわれるように努めます。</p> <p>3 農業協同組合・長野市農業公社が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項</p> <p>(1) 農作業の受委託の推進 略</p> <p>(2) 農業協同組合・長野市農業公社による農作業の受委託のあっせん等 略</p> <p>4 利用権設定等促進事業に関する事項</p>	<p>(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定</p> <p>ア (5) のアに規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号）第 8 条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができるものとします。</p> <p>イ～エ 略</p> <p>(7) 農用地利用改善団体の勧奨等 略</p> <p>(8) 農用地利用改善事業の指導、援助</p> <p>ア 長野市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努めます。</p> <p>イ 長野市は、(5) のアに規定する団体又は当該団体になろうとするものが農用地利用改善事業の実施に関し、農業農村支援センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構（(公財)長野県農業開発公社）、長野市農業公社等の指導、助言を求めてきたときは、長野市農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行なわれるように努めます。</p> <p>(5から移動)</p> <p>(1) 農作業の受委託の促進 略</p> <p>(2) 農業協同組合・長野市農業公社による農作業の受委託のあっせん等 略</p> <p>1 利用権設定等促進事業に関する事項</p>

新	旧
<p><u>利用権設定等促進事業については、法の改正により、農地中間管理事業との統合が進められることになりました。長野市農業公社、農地中間管理機構及び長野市は円滑な統合に向け調整を進めるとともに、統合までの移行期間中は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則及び以下の項目に沿って、適切な運用を図るものとしします。</u></p> <p>(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件</p> <p>ア 略</p> <p>イ 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項の(ア)の a 及び b に掲げる要件（農地所有適格法人にあつては、a に掲げる要件）を備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとしします。</p> <p>ウ～カ 略</p> <p>(2) 利用権の設定等の内容</p> <p>略</p> <p>(3) 開発を伴う場合の処置</p> <p>ア 長野市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く）から、<u>基本要綱</u>様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させます。</p> <p>イ 略</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>(7) 農用地利用集積計画の内容</p> <p>農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとしします。</p> <p>なお、カの(イ)に掲げる事項については、(1)のエに定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとしします。</p>	<p><u>新</u></p> <p>(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件</p> <p>ア 略</p> <p>イ 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項の(ア)の a 及び b に掲げる要件（農地所有適格法人にあつては、a に掲げる要件）<u>のすべてを</u>備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとしします。</p> <p>ウ～カ 略</p> <p>(2) 利用権の設定等の内容</p> <p>略</p> <p>(3) 開発を伴う場合の処置</p> <p>ア 長野市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く）から、<u>「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）</u>様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させます。</p> <p>イ 略</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>(7) 農用地利用集積計画の内容</p> <p>農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとしします。</p> <p>なお、カの(ウ)に掲げる事項については、(1)のエに定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとしします。</p>

新	旧
<p>ア～オ 略</p> <p>カ アに規定する者が（１）の（エ）に該当する者である場合には、次に掲げる事項 （ア）その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件</p> <p><u>（イ）</u> その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項</p> <ul style="list-style-type: none"> a 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者 b 原状回復の費用の負担者 c 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め d 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め e その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め <p>キ 略</p> <p>（８）～（１２） 略</p> <p><u>（１３）</u> 農用地利用集積計画の取消し等 略</p> <p><u>５</u> 農地中間管理事業の実施の促進に関する事項 略</p>	<p>ア～オ 略</p> <p>カ アに規定する者が（１）の（エ）に該当する者である場合には、次に掲げる事項 （ア）その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件</p> <p><u>（イ）</u> その者が毎事業年度の終了後３月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和 55 年農林水産省令第 34 号、以下、「規則」という。）第 16 条の 2 各号で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について長野市長に報告しなければならない旨</p> <p><u>（ウ）</u> その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項</p> <ul style="list-style-type: none"> a 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者 b 原状回復の費用の負担者 c 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め d 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め e その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め <p>キ 略</p> <p>（８）～（１２） 略</p> <p><u>（１３） 農業委員会への報告</u> <u>削除</u></p> <p><u>（１４） 農用地利用集積計画の取消し等</u> 略</p> <p><u>２</u> 農地中間管理事業の実施の促進に関する事項 略</p> <p><u>３ 農地利用集積円滑化事業に関する事項</u> <u>削除</u></p> <p><u>４ 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項</u> <u>２へ移動</u></p>

新	旧
<p>6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項</p> <p>(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携</p> <p>長野市は、1 から 5 までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとします。</p> <p>ア 長野市は、県営農地中間管理機構関連農地整備事業綿内東町地区（令和元年度～令和 5 年度）、県営畑地帯総合土地改良事業川田長原地区（平成 30 年度～令和 7 年度）等による農業生産基盤整備の促進を通じて、生産性を向上させるとともに、担い手に農地の集積・集約化を推進し、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者が経営発展を図っていくうえでの条件整備を図ります。</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 略</p> <p>(2) 推進体制等</p> <p>ア 事業推進体制等</p> <p>長野市は、農業委員会、農業農村支援センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、長野市農業公社その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策に検討するとともに、今後 10 年にわたり、第 1、第 4 で掲げた目標や第 2 の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、研究・検討を行うものとします。</p> <p>また、当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進します。</p> <p>イ 農業委員会等の協力</p> <p>農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び長野市農業公社は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、長野市は、このような協力の推進に配慮します。</p>	<p>5 農業協同組合・長野市農業公社が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行なう農作業の実施の促進に関する事項</p> <p>3へ移動</p> <p>6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項</p> <p>第 3 農業を担う者の確保及び育成に関する事項 へ移動</p> <p>7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項</p> <p>(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携</p> <p>長野市は、1 から 5 までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとします。</p> <p>ア 長野市は、県営農地中間管理機構関連農地整備事業綿内東町地区（令和元年度～令和 5 年度）、県営畑地帯総合土地改良事業川田長原地区（平成 30 年度～令和 4 年度）等による農業生産基盤整備の促進を通じて、生産性を向上させるとともに、担い手に農地の集積・集約化を推進し、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者が経営発展を図っていくうえでの条件整備を図ります。</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 略</p> <p>(2) 推進体制等</p> <p>ア 事業推進体制等</p> <p>長野市は、農業委員会、農業農村支援センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、長野市農業公社その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策に検討するとともに、今後 10 年にわたり、第 1、第 3 で掲げた目標や第 2 の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、研究・検討を行うものとします。</p> <p>また、当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。</p> <p>イ 農業委員会等の協力</p> <p>農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び長野市農業公社は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、長野市農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、長野市は、このような協力の推進に配慮します。</p>

新	旧
<p>第6 その他</p> <p>この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとします。</p> <p>附 則 この基本構想は、平成7年3月1日から施行する。</p> <p>附 則 この基本構想の第5は、平成10年7月17日から施行する。</p> <p>附 則 この基本構想の第5は、平成11年2月8日から施行する。</p> <p>附 則 この基本構想は、平成14年4月12日から施行する。</p> <p>附 則 この基本構想は、平成17年7月5日から施行する。</p> <p>附 則 この基本構想は、平成18年5月1日から施行する。</p> <p>附 則 この基本構想は、平成18年8月31日から施行する。</p> <p>附 則 この基本構想は、平成19年8月15日から施行する。</p> <p>附 則 この基本構想は、平成22年6月1日から施行する。</p> <p>附 則 この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。</p> <p>附 則 この基本構想は、令和2年9月14日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この基本構想は、令和5年9月15日から施行する。</u></p>	<p>第5 その他</p> <p>この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとします。</p> <p>附 則 この基本構想は、平成7年3月1日から施行する。</p> <p>附 則 この基本構想の第5は、平成10年7月17日から施行する。</p> <p>附 則 この基本構想の第5は、平成11年2月8日から施行する。</p> <p>附 則 この基本構想は、平成14年4月12日から施行する。</p> <p>附 則 この基本構想は、平成17年7月5日から施行する。</p> <p>附 則 この基本構想は、平成18年5月1日から施行する。</p> <p>附 則 この基本構想は、平成18年8月31日から施行する。</p> <p>附 則 この基本構想は、平成19年8月15日から施行する。</p> <p>附 則 この基本構想は、平成22年6月1日から施行する。</p> <p>附 則 この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。</p> <p>附 則 この基本構想は、令和2年9月14日から施行する。</p>

新	旧
別紙1 (第5の4 (1) 力関係) 略	別紙1 (第4の1 (1) 力関係) 略

新	旧
<p>別紙2（第5の4（2）関係）</p> <p>I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上利用を目的とする賃借権又は使用賃借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合</p> <p>略</p>	<p>別紙2（第4の1（2）関係）</p> <p>I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上利用を目的とする賃借権又は使用賃借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合</p> <p>略</p>